法第２条（用語の定義）特殊建築物、建築設備、居室、主要構造部

# 別荘

観光地等において法人が設置する住宅（二世帯住宅を含む。）の平面計画による建築物は、別荘（住宅）又は保養所（旅館）のいずれかの用途に供するものとして扱い、その判断は次による。

① 建築主の名義により用途を推定しないこと。

② 平面計画及び規模等によること。

③ 利用及び管理形態並びに他法令の適用の有無を勘案すること。